

後期高齢者医療制度 被保険者の皆様へ

被保険者証が切り替わります
(有効期限が令和2年7月31日となります)



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和2年 7月31日
交付年月日	令和 元年 8月1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	うるま市石川石崎1-1
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 7月 5日
高齢者開始日	平成 20年 4月 1日
高齢者開始日	平成 20年 4月 1日
一部負担金	1割
被保険者番号	3 9 4 7 2 1 3 9
沖縄県後期高齢者医療広域連合	印

被保険者証の色（ピンク）
の変更はありません。

新しい被保険者証は、7月下旬までに、お住まいの市町村役所（場）から郵送又は窓口等で交付します。

8月からは医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和3年 7月31日
交付年月日	令和2年 8月1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	うるま市石川石崎1-1
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 7月 5日
高齢者開始日	平成20年 4月 1日
高齢者開始日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号	3 9 4 7 2 1 3 9
沖縄県後期高齢者医療広域連合	印

お問合せ

福祉課

☎985-7124

／ 沖縄県後期高齢者医療広域連合

☎963-8012

限度額適用・標準負担額減額認定証 (減額認定証)について

減額認定証とは？

後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方が療養（入院・外来・調剤）を受ける場合に、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代等が減額される証です。

減額認定証の交付は、広域連合にて認定された該当者については8月の定期更新時に被保険者証と同封します。

なお、初めて申請する時などは、原則申請手続きが必要になりますので、久米島町役場福祉課で被保険者証、印鑑をご持参のうえ、申請して下さい。減額認定証は申請した月の初日から適用となります。なお、代理人が申請に来る場合には被保険者証、被保険者本人の印鑑、代理人の方の身分証明書をご持参ください。

住民税非課税世帯とは？

区分低Ⅰ 同一世帯の世帯員全員が住民税非課税であって、かつ、世帯全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円）の方（減額認定証に「区分Ⅰ」と表記されます）

区分低Ⅱ 同一世帯の世帯員全員が住民税非課税の方（減額認定証に「区分Ⅱ」と表記されます）

長期入院該当候補者の方

令和元年8月から令和2年7月の減額認定証（区分Ⅱ）に該当する期間のうち、入院日数が90日をこえる方は、申請するとさらに食事代が減額されます。申請を希望される方は、医療機関が発行した直近3ヶ月分の入院日数が確認できるもの（領収書など）を持参して市町村後期高齢者医療担当窓口にてお手続きください。

減額認定証が交付できない方

世帯構成員に所得不明者がいる方

世帯構成員に令和2年度の所得が不明の方（未申告者、市町村で申告の情報がない方）がいる場合は、所得の定期判定ができません。交付を希望される方は世帯員全員の申告が必要となります。



お問合せ 福祉課 ☎985-7124